

「第1期中期目標期間における教育研究の状況の評価結果の確定」における
運営小委員会及び意見申立審査会の取り扱いについて（案）

「第1期中期目標期間における教育研究の状況の評価結果の確定」の実施に際し、運営小委員会及び意見申立審査会について、以下のとおりの取り扱いとする。

1. 運営小委員会

（目 的）

運営小委員会は、達成状況判定会議のグループ会議相互間、現況分析部会の学系部会相互間の調整を図る。

（構 成）

運営小委員会には、主査、副主査を置く。主査は、国立大学教育研究評価委員会委員長、副主査は、国立大学教育研究評価委員会副委員長とする。達成状況判定に係る運営小委員会には、主査、副主査の他に各グループリーダー（8名）で構成（計10名）する。現況分析に係る運営小委員会には、主査、副主査の他に各学系部会長（10名）で構成（計12名）する。

（開催予定時期）

平成22年11月29日（月）から12月3日（金）のうち1日

2. 意見申立審査会

（目 的）

意見申立審査会は、評価対象大学等からの意見の申し立てを審議する。

（構 成）

意見申立審査会には、会長、副会長を置く。会長は、国立大学教育研究評価委員会副委員長とし、副会長は、意見申立審査会委員のうちから国立大学教育研究評価委員会委員長が指名する。

会長の他に、国立大学教育研究評価委員会委員3名と評価に直接携わらない外部委員4名で構成（計8名）する。

（開催予定時期）

平成23年1月18日（火）または1月19日（水）のうち1日